

「理工学研究所プロジェクト研究助成金」募集要項

平成21年	9月	8日制定	平成26年	3月	13日改正
平成23年	2月	22日改正	平成26年	4月	1日施行
平成23年	11月	1日改正	平成27年	11月	19日改正
平成24年	4月	12日改正	令和元年	12月	12日改正
平成24年	4月	1日施行			

1 趣 旨

この要項は、日本大学理工学部理工学研究所規程第2条に基づき、理工学研究所プロジェクト研究助成金（以下「助成金」という）の募集について必要な事項を定める。

2 助成金の目的

助成金は、理工学研究所（以下「研究所」という）の事業とする基礎、開発及び実用化の研究を主体とし、独創的で先駆的な研究を支援し、ひいては、学外の大規模研究資金を獲得することを目的とする。

3 応募資格

応募資格は、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員とする。

4 プロジェクトメンバーの構成

プロジェクトメンバーは、複数学科によって構成すること。

5 研究期間

研究期間は、2年間とする。

6 募集数

募集数は、毎年度2件以内とする。ただし選考結果により採択しないことがある。

7 研究費

初年度1,000万円以内、次年度500万円以内とする。

8 PD雇用費

研究費とは別にプロジェクトでPDを雇用することができる。この場合は、1名当たり毎年度400万円を限度として雇用期間は研究期間内とする。ただし、PD雇用費の総額は毎年度1,000万円を上限とするため調整をすることがある。

9 応募条件及び研究期間終了後の義務

- ① 競争的研究資金を獲得するため、研究2年度目から5年間は科学研究費助成事業「科研費」の新学術領域研究、特別推進研究、基盤研究（S・A・B）及びこれに準ずる省庁、民間等の外部資金に申請を行うこと。
- ② 助成金の成果は、研究期間終了後1年以内に『理工学研究所研究ジャーナル』総合論文への投稿及び研究所の講演会等での報告をすること。
- ③ プロジェクトメンバーのうち最低1名は、プロジェクト開始後2～3年の間に全国大会（国際学会を含む）レベルの学会及び学術誌等で、プロジェクトの成果を公表すること。その場合には、研究所の助成を受けている旨、必ず明示すること。
- ④ 研究代表者は、研究期間内において研究所を含む理工学部の他の研究助成金（研究分担者

としての参加は除く)との重複はできないこと。

⑤ プロジェクトメンバー全員について、本大学が指定する研究倫理教育を修了していること。

※ 所定の期間内に第1号から第3号の条件を満たさなかった場合には、プロジェクトメンバーの全員について、当該共同研究期間終了後10年間、研究所を含む理工学部の資金による研究費の応募及び研究分担者としての参加を認めないことがある。

10 採択制限

同一研究代表者の採択は、1回限りとする。

11 選考

提出された申請書に基づき研究委員会専門委員会において、研究計画の内容と準備状況及びプロジェクトメンバーの構成等を勘案して選考する。

なお、選考に当っては、研究代表者によるプレゼンテーションを実施する。

12 助成の決定

助成の決定は、前項の選考結果に基づき、研究所運営委員会の審議及び担当会議の審議を経て、学部長が決定する。

決定された研究代表者及び研究分担者は研究所所員として任命する。

13 中間報告

プロジェクトメンバーは、研究委員会専門委員会及び研究所運営委員会の求めに応じ、研究状況の中間報告をしなければならない。

14 提出書類

- ① 当該年度「理工学研究所プロジェクト研究助成金」申請書
- ② 「理工学研究所プロジェクト研究助成金」参加承諾書

15 研究実績報告書及び成果物の提出

- ① 毎年度終了後30日以内に「研究実績報告書」を提出すること。
- ② 提出された「研究実績報告書」はWebにより公開する。
- ③ 研究期間終了後1年以内に第9項第2号の成果物を提出し、3年以内に第9項第3号の成果物として、学会報告のレジュメ等及び投稿論文の抜き刷りを提出しなければならない。

16 提出先

この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

附 則

- 1 この要項は、令和元年12月12日から施行する。
- 2 平成19年11月6日改正の日本大学理工学部特別推進研究費に関する募集要項は、この要領の制定をもって廃止する。
- 3 平成11年10月14日制定の日本大学理工学部理工学研究所「研究プロジェクト」に関する要項は、この要領の制定をもって廃止する。